

記者発表資料

平成22年 4月30日

日本下水道事業団

平成22年度入札・制度に関する主な改定について

1、一般競争入札の区分について

政府調達協定に基づく適用基準額の変更に伴い、下表のとおりとします。

	一般競争入札 (1500万SDR：23億円以上)	一般競争入札 (1500万SDR：23億円未満)
競争参加 資格	1 一定以上の経営事項評価点数 2 会社の施工実績 3 配置予定技術者の資格、経験	1 等級区分 2 会社の施工実績 3 配置予定技術者の資格、経験 4 本店、支店、営業所等の地域要件

2、見積りの提出を求める方式の試行について

不調・不落の対策として、「不調(不調・応募者なし)」となった案件の再公告の際に、積算基準に基づく積算と実勢価格に乖離が生じている工種について入札参加者から見積りの提出を求め、妥当性が確認されれば、予定価格に反映させる「見積りの提出を求める方式」を土木・建築工事において試行することとしました。

3、総合評価方式(建設工事)について

1) 評価値の算出方法の変更

評価値の算出手法をすべて加算方式とし、価格評価に対する技術評価の按分を高め
ます。

2) 技術力審査型の適用範囲拡大

標準化された工事を対象に、予定価格15億円まで適用できることとします。

3) 技術力評価項目の改正

提案項目数の変更

提案項目数を、施工計画審査型は1項目、技術提案審査型は2～3項目とし、配点
は1項目当たり10点満点とします。

工事成績評定点

工事成績評定点を評価する対象工事を、一般土木・建築工事は過去4年間の、機械
設備・電気設備工事では過去2年間の平均とします。なお、対象工事が3件に満たな
い場合は、不足分を65点とした3件の平均点とします。

「地域貢献度」の追加

入札参加者が、委託団体と災害時の協力体制について協定を締結しているか等の地
域への貢献度を、技術力評価の選択項目として追加します。

4) 施工体制を確認する総合評価方式の適用拡大

試行対象工事を、全ての工種で予定価格5億円以上とします。

4、総合評価方式（建設コンサルタント業務委託等）の主な改正について

1) 技術提案書等評価基準の改正

プロポーザル方式

「会社の技術力」は、技術提案書提出者の選定手続きにおいてのみ審査対象とし、技術提案書の特定手続きにおいては審査対象としないこととします。

総合評価方式

技術提案書の審査・評価の対象項目において「会社の技術力」の評価を取りやめ、「技術者」や「評価テーマに関する提案」をより重視することとします。

5、実施時期

平成22年4月1日以降に公告する工事について適用します。

【お問い合わせ先】

日本下水道事業団

事業統括部 調査役（事業調整）田村正明

TEL 03-6361-7808

経営企画部 調査役（契約）花輪健二

TEL 03-6361-7825